

凡 例

1. 本書は、平成23年発生国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業についての各種分類と国庫負担率に関する資料、その他これらと密接な関係にある災害関連事業、他省所管の公共土木施設災害復旧事業の決定額等の各般の資料を収録したものである。
2. 平成23年発生災害に関する各種分類の金額は、すべて実地調査等の結果に基づき主務大臣が決定したもので、国庫負担率算定の基礎となった工事費を基本とした。
3. 当該資料中「法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法をいい、「代用法」とは、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代用に関する法律をいう。
4. 金額は、特に表示するものを除き千円単位とし、また、比率は国庫負担を除き百分比とし、小数点2位以下は四捨五入した。
5. 各表中、該当する事項のないものは「－」またはブランク（空欄）、不明のものは「…」、単位に満たない数字は「0」として表示した。
6. 表の内容の説明は、各表欄外に注書した。
7. 公共土木施設災害復旧事業費等^{※1}は、警戒区域及び計画的避難区域^{※2}内等の災害査定が実施できていないため^{※3}、今後、災害査定の進捗状況により変更することがある。

※1 公共土木施設災害復旧事業費のほかに、申請額、決定額、事務費、国庫負担額、国庫負担率、激甚災害事業費、特例対象事業費、特別財政援助額及び箇所数。

※2 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域（福島第一原子力発電所から半径20kmの地域）及び計画的避難区域（半径20km以遠の地域であって、事故発生から1年の期間内に累積線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域）は、福島県浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、飯館村、葛尾村、田村市の一部、南相馬市の一部、楢葉町の一部、川俣町の一部、川内村の一部（平成24年3月末時点）。

※3 警戒区域及び計画的避難区域外において、災害査定が実施できない事業があった地方公共団体は、岩手県、宮城県、仙台市、岩手県宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、宮城県石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、柴田町、亘理町、山元町、女川町、南三陸町、福島県いわき市、須賀川市、本宮市、天栄村、広野町、茨城県常陸太田市、奈良県天川村。